

令和7年度 建築物の木造化・木質化に 活用可能な県単補助事業一覧

今年度、県が実施する県内建築物の木造化・木質化を行う際に活用可能な補助事業について、ご紹介します。

なお、記載内容は概要となっておりますので、事業の詳細については、各募集HPからご確認ください。

基本設計

みやざき木の建築提案支援事業【担当者：杉本】

事業内容：施主が構造を検討している非住宅建築物の計画において、みやざき木造マイスターが木造と非木造の比較提案を行う費用を支援

事業主体：設計者（木造マイスターまたは木造マイスターが所属する設計事務所）

対象施設：300m²以上の非住宅建築物

補助率：基本設計費の1/2以内（上限100万円）

諸条件：提案する木造設計の木材使用量が規定値以上の設計であること（用途・規模によるが0.20m³/m²が標準）

募集期間：令和8年2月20日（金）

募集HPはこちら ⇒



実施設計

非住宅木造設計支援事業【担当者：杉本】

事業内容：新築・増改築を行う中大規模木造建築物の実施設計に係る経費を支援

事業主体：施主（個人又は法人等）

対象施設：500m²以上の非住宅木造建築物

補助率：実施設計費の1/3以内（上限200万円）

※木造マイスターが設計者の場合は1/2以内

主な条件：設計施設の木材使用量が規定値以上であり、うち7割以上が県産材であること（用途・規模によるが、0.20m³/m²が標準）

募集期間：令和8年2月20日（金）

募集HPはこちら ⇒



次代の建築廃材縮減促進事業【担当者：波越】

事業内容：空き家、空き店舗など既存建築物の木質化改修や
市街地における非住宅木造建築物の新築等を支援

① 既存建築物改修支援

対象施設：築10年以上経過した建築物（住宅・非木造でも可）

補助率：県産材木工事に係る経費の1/3以内
(上限30万円)

※補助対象箇所における木材使用量が0.04m³/m²以上
の場合、上限80万円

主な条件：木材使用量が0.02m³/m²以上であり、うち7割以上が
県産材であること

② 非住宅建築物木造化支援

対象施設：最寄り市町村庁舎からの直線距離が規定値以内の
非住宅建築物（市の場合5km以内）

補助率：木工事に係る経費の1/3以内（上限1,000万円）
※木材利用に係る協定締結者による申請の場合、
上限額なし

主な条件：木材使用量が規定値以上であり、うち7割以上が
県産材であること（用途・規模によるが、
0.20m³/m²が標準）

施設を使った県産材のPR活動を実施すること
(構造見学会・完成見学会など)

募集期間：令和8年2月27日（金）

募集HPはこちら ⇒



みやざき材活用施設設置支援事業（県内）【担当者：宮内】

事業内容：PR効果の高い施設における内外装木質化工事や
木製調度品導入における材料費等を支援

対象施設：年間の施設利用者数等が2,500人以上見込まれる
不特定多数の方が利用する非住宅施設

補助率：県産材の材料費等の1/3以内
※木材利用に係る協定締結者による申請の場合、
1/2以内

※施設利用者数等によって補助上限額が変動

募集期間：令和7年12月19日（金）

募集HPはこちら ⇒



問い合わせ先

宮崎県 山村・木材振興課 みやざきスギ活用推進室

電話 0985-26-7156

メール miyazaki-sugi@pref.miyazaki.lg.jp

※各担当者に気兼ねなくご相談ください！

